

告 示

埼玉県告示第八百十八号

測量計画機関であるさいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市緑区大字大間木区域

四 作業期間

平成三十年七月十八日から平成三十一年三月十五日まで